

平成13年6月13日
監 査 事 務 局

問い合わせ先
監査事務局総務課
電話 03 - 5320 - 7011

東京都が多摩市に対し行った介護予防拠点
整備事業補助金の交付決定を違法・不当と
してその取消を求める住民監査請求監査結果

第 1 請求の受付

1 請求人

多摩市 山本 治史

2 請求書の提出

平成13年3月26日

3 請求の内容

(1) 主張事実

東京都知事は平成12年12月14日、国の補助事業である介護予防拠点整備事業の補助金交付決定を多摩市に通知した。また、平成13年2月15日、多摩市は同補助金を用いる予定の（仮称）桜ヶ丘生きがいデイサービスセンターの建築が補助金交付の条件である平成12年度中には完成が困難として、東京都に事故報告を行った。また、平成13年3月8日、多摩市は平成13年多摩市議会第1回定例会において、同補助金にかかわる費用を繰越明許費として提案し、同9日議会は可決した。

ア 東京都が多摩市に建築確認済証の交付を行ったのは、平成12年12月6日である。多摩市は着工から完成までに5か月を要する、と言っている。同補助金の交付決定がされた12月14日当時は、多摩市が建設に反対する住民との話し合いをしている最中であり、着工はおろか、工事準備行為として、廃止した公園の樹木伐採、移植、整地等がまったく行われていない状態であった。それらの状況から、補助金交付の条件である年度内完成は明らかに不可能であった。

東京都が交付を決定したことは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第6条に違反している。

イ 多摩市は、平成13年2月15日、東京都へ住民による工事妨害があり、年度内完成が困難になったとして事故報告を行った。事故報告はすみやかにしなければならないと定められているが、5か月を要する工期が必要であれば、年度内完成が困難との判断は遅くとも平成12年11月初旬にはしなければならないはずであり、3か月以上も遅れての事故報告を受理したことは補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第7条に違反している。

ウ 多摩市は支出負担行為後であるにもかかわらず、繰越明許費の補正予算を組むことは地方自治法第213条及び第220条からみて違法な手続きといわざるをえない。同補助金は、国の平成11年度第2次補正予算で計上され、12年度に繰越明許されたものであるから、この交付は財政法第14条の3及び同法第43条の3に照らして違法である。多摩市は、繰越明許費の財源である補助金に対する説明で、東京都及び国は事故繰越の手続きをとるであろう、と言っている。

多摩市が行った繰越明許と東京都、国の事故繰越には整合性がとれない。

(2) 措置要求

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第17条による補助金の交付決定の取消を勧告するよう請求する。

4 請求の要件審査

本件請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条所定の要件を備えているものと認めた。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

多摩市に対する介護予防拠点整備事業補助金の交付決定を監査対象とした。

2 監査対象局等

福祉局を監査対象とした。

また、平成13年4月27日に、多摩市に対し関係人調査を実施した。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第5項の規定に基づき、平成13年4月20日に、新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人は、陳述において、請求の趣旨の補足を行うとともに、新たな証拠として、「平成12年多摩市議会第3回定例会会議録の写し」ほか4点の書面を提出した。

第3 監査の結果

本件請求については、合議により次のように決定した。

本件請求には、理由がないものと認める。

以下、事実関係の確認、監査対象局の説明及び判断理由について述べる。

1 事実関係の確認

(1) 都の介護予防拠点整備事業の概要について

都が実施している介護予防拠点整備事業（以下「介護整備事業」という。）は、区市町村が地域の実情に応じ、介護予防のための事業や介護知識・介護方法の普及に関する事業等が実施できる拠点の整備をするための施設整備及び設備整備に要する費用を補助することにより、高齢者が要介護状態になることを予防することを目的としている（介護予防拠点整備事業補助要綱（平成12年3月13日付11高保地第1676号。以下「補助要綱」という。））。

介護整備事業は、国からの平成11年度介護予防拠点整備事業費国庫補助金を財源としている。

(2) 多摩市が実施する介護整備事業の概要について

多摩市は、平成12年度に、介護整備事業として、（仮称）桜ヶ丘生きがいデイサービスセンター（以下「本件施設」という。）の整備事業（以下「本件整備事業」という。）を実施しており、その概要は表1のとおりである。

なお、多摩市は、本件施設の建設に当たり、平成12年10月31日付けで東京都多摩東部建築指導事務所に対し、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく確認申請を行い、同法第6条第1項の規定による確認済証（建築物）（以下「確認済証」という。）の交付を同年12月6日付けで受けている。

(表1) 本件整備事業の概要

事業区分	事業内容			
施設整備の内容	建設場所	多摩市桜ヶ丘二丁目1番地		
	敷地面積	511.85m ²		
	構造	軽量鉄骨造り・平屋建て		
	建築面積	226.07m ²		
	延床面積	216.13m ²		
	契約年月日	当初	平成12年10月13日	
		変更	平成13年3月28日	
	工事請負契約金額	当初	5,859万円	
		変更後	6,125万700円	
	工期	当初	平成12年10月16日～平成13年3月29日	
変更後		平成12年10月16日～平成13年5月23日		
設備整備の内容	購入備品	車椅子、歩行補助器、介護ベッド、体重計、テーブル、洗濯機、乾燥機、ロッカーほか		

(3) 本件整備事業にかかわる補助金の交付決定について

都は、補助要綱に基づいて、多摩市から本件整備事業にかかわる補助金（以下「本件補助金」という。）の交付申請を平成12年12月5日付けで受理し、同月14日付けで交付決定を行っている。

本件補助金の交付決定額及び本件整備事業の事業費は、表2のとおりである。

(表2) 交付決定額及び事業費

(単位：千円)

区分	施設整備費	設備整備費	計
交付決定額	54,994	4,500	59,494
事業費	58,590	5,000	63,590

(4) 本件補助金の交付決定等に関する都の規定について

本件補助金は、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号。以下「補助金等交付規則」という。）及び補助要綱に基づき、交付されるもので

あり、本件請求に係る規定の概要は次のとおりである。

ア 補助金の交付決定

交付申請書類の審査等により、補助金の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないか、補助事業の目的及び内容が適正であるか、金額の算定に誤りがないか等を調査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付決定を行う（補助金等交付規則第6条）。

イ 補助事業の完了の時期

補助事業は、補助金の交付決定に係る会計年度中に完了しなければならない（補助要綱10（8））。

ウ 事故報告

補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに補助事業者をしてその理由その他必要な事項を書面により報告させ、この報告を受けたときは、その理由を調査し、すみやかに補助事業者にその処理について適切な指示を行う（補助金等交付規則第12条）。

エ 交付決定の取消し

補助事業者が次のいずれかの事由に該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる（補助金等交付規則第18条）。

(ア) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(イ) 補助金を他の用途に使用したとき。

(ウ) その他補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの規則に基づく命令に違反したとき。

2 監査対象局の説明

(1) 本件補助金の交付決定の適否について

都は、平成12年12月5日付けで多摩市から、本件補助金の交付申請を受けた。交付申請書類等を審査したところ、次のことが認められた。

ア 本件整備事業が介護整備事業に該当すること。

イ 建設用地が確保されていること。

ウ しゅん工年月日が平成13年3月29日となっていることについては、建物の構造・規模が軽量鉄骨造り、平屋建て、建築面積226m²となっており、建設工事の規模からして適切であること。

その他の申請事項も併せて審査した結果、都は、交付申請の内容が介護整備事業の目的に適合し、かつ、平成12年度内に完成できると判断し、平成12年12月14日付けで本件補助金の交付決定を行ったものである。

(2) 事故報告を受理した時期について

都は、平成13年2月15日付けで多摩市から、「介護予防拠点整備事業に係わる事故報告について」（以下「本件事故報告」という。）により、本件施設の建設に対する一部住民の反対運動のために、平成12年度内の工事完成が不可能となった旨の通知を受けた。

本件事故報告は、工事完了の予定期限より相当前に提出されており、都も、多摩市の報告を受け、工事進ちょく状況や事故の状況等について書面を提出させるなどその後の対応措置を適切に指示した。

したがって、都は、多摩市の事故報告が遅れたとは考えていない。

また、都は、国に対し本件事故報告を平成13年2月15日付けで、また、都の指示に基づく調査結果を同年3月22日付けで提出し、受理されており、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金等適正化法」という。）第7条第1項第5号の規定にも違反していない。

(3) 国、都及び多摩市における予算措置について

ア 国は、平成11年度予算で措置した本件補助金について、財政法（昭和22年法律第34号）第43条の3に規定する繰越明許費に係る翌年度にわたる債務負担として、平成12年度に繰り越した。このうち平成12年度工事完成出来高に相当する金額については、当該会計年度において執行し、残りの金額については同法第42条ただし書に規定する事故繰越として、平成13年度に繰り越している。

この事故繰越は、都が、財務省関東財務局長に対し、平成13年3月27日付けで承認申請を行い、同月30日付けで承認を得たことによるものである。

イ 都は、国庫補助事業の実施について、平成12年2月28日付けで国の内示を受け、介護整備事業の実施に要する歳出予算の経費及びその財源を平成11

年度一般会計補正予算に計上し、法第213条に規定する繰越明許費として平成12年度に繰り越した。

しかし、歳出予算の経費について、同年12月14日付けで交付決定を行ったものの、当該年度内に本件整備事業が終了する見込みがなくなったため、多摩市から変更交付申請を平成13年3月15日付けで受け、同月30日付けで減額の変更交付決定を行った。残りの金額は、平成13年度の予算において執行することとしている。

ウ 多摩市は、本件整備事業にかかわる歳入歳出予算を、平成12年度当初予算に計上している。しかし、本件整備事業が当該年度内に終了しない見込みが生じたため、法第213条の規定により、平成13年度に繰り越して使用する繰越明許費として平成12年度補正予算案に計上し、平成13年第1回定例会において多摩市議会の承認を受けている。

したがって、本件補助金にかかわる国、都及び多摩市の予算は、適法に措置されており、その執行は可能である。

以上により、都が多摩市に対し行った本件補助金の交付決定は、違法・不当ではないと考える。

3 判断

以上のような事実関係の確認及び監査対象局等の説明に基づき、本件請求について次のように判断する。

まず、本件請求において請求人は、補助金等適正化法の第6条（補助金の交付決定手続）、第7条（事故報告等の補助条件）及び第17条（決定の取消事由）の規定を根拠として、本件補助金の交付決定が違法・不当と主張している。しかし、これらの条項は、国庫補助金の交付決定等に関する国の権限を定めた規定である。

次に、多摩市に対する都の補助金は、補助金等交付規則及び補助要綱に基づき交付されるものであり、このことを前提として、請求人の主張を整理すると、

- (1) 平成12年度内の完成が不可能であったにもかかわらず、本件補助金の交付決定を行ったこと
- (2) 都が本件事故報告を3か月以上も遅れて受理したこと
- (3) 多摩市が違法な手続により繰越明許費の補正予算を組んだことに基づき、都が

本件補助金を交付すること
と解される。

そこで、以下、このことについて判断する。

(1) 本件補助金の交付決定について

多摩市から提出された交付申請書類等及び現地調査により、次の事実が認められた。

ア 本件整備事業の実施に要する経費は、多摩市の平成12年度一般会計予算において措置が講じられていること。

イ 本件整備事業は、介護整備事業の目的に適合し、かつ、内容も適正であること。

ウ 施設整備費及び設備整備費の額が適正に算定されていること。

エ 確認済証の交付を、平成12年12月6日付けで受けていること。

オ 本件施設のしゅん工予定年月日が平成13年3月29日とされており、本件整備事業は、補助金の交付決定に係る会計年度中の完了となっていること。

カ 多摩市は、住民や議会に対する事前の説明では、全体の工期は5か月程度必要であるとしてきたが、本件補助金の交付申請をした時点において、本件施設の規模や構造などを勘案し、本件整備事業を年度内に完了できるものと見込んでいたこと。

キ 本件補助金の交付申請をした時点では、現場での工事は中断していたが、住民との話し合いを継続しており、さらに話し合いによる早期解決に努力していたこと。

以上のことから、本件補助金の交付申請の内容は適正であり、本件整備事業を年度内に達成する見通しがあるとして本件補助金の交付決定を行ったという、監査対象局の判断は妥当であったと認められ、本件補助金の交付決定を違法・不当とする請求人の主張は認められない。

(2) 本件事故報告を受理した時期について

多摩市は、平成12年11月6日に、現場において工事を開始しようとしたところ、住民の反対行動があり、やむを得ず工事を中断した。

平成13年1月10日に工事を再開し、工事の施行の見直しを行ったが、この間の工期の遅れにより年度内の工事完成は困難と判断し、平成13年2月15日付けで本件事故報告を都に提出している。

この報告を受けて、都は、事故の状況の詳細を提出するよう指示し、同年3月22日付けで「介護予防拠点整備事業の事故報告に係わる工事進捗状況等について」を受理したことが認められた。

したがって、本件事故報告により、都の適切な指示及びこれに対する多摩市の対応がなされており、これらをもとに都は国に対しても報告を行い、受理されていることから、都の対応に支障を生じたとは認められず、都が本件事故報告を遅れて受理したとしてこれを違法・不当とする請求人の主張は認められない。

(3) 多摩市が措置を講じた繰越明許費に基づく本件補助金の交付について

本件整備事業に係る多摩市の平成12年度歳出予算の経費は、法第213条の規定により、平成12年度補正予算に繰越明許費として計上され、平成13年度へ適法に繰り越されている。

この繰越明許費とされた経費は、翌年度に執行するために必要な財源を繰り越さなければならないが、当年度の支出負担行為の有無にかかわらず、繰り越して使用することができるものと解されている。

したがって、多摩市が法第213条及び第220条の規定に反する手続により繰越明許費の補正予算を組んだことに基づき、都が本件補助金を交付することは、違法・不当とする請求人の主張は認められない。

以上のことから、都の多摩市に対する本件補助金の交付決定及び本件事故報告の受理並びに多摩市が措置を講じた繰越明許費に基づき、都が本件補助金を交付することは、いずれも補助金等交付規則及び補助要綱に違反しているとはいえない。

よって、請求人の主張には理由がないものと認める。

資料（東京都職員措置請求書等）

住民監査請求書

請求の要旨

東京都知事は平成12年12月14日、国の補助事業である介護予防拠点整備事業補助金交付決定を多摩市に通知した。また、平成13年2月15日、多摩市は同補助金を用いる予定の（仮称）桜ヶ丘生きがいデイサービスセンターの建築が補助金交付の条件である平成12年度中には完成が困難として、東京都に事故報告を行った。また平成13年3月8日、多摩市は平成13年多摩市議会第1回定例会において、同補助金にかかわる費用を繰越明許費として提案し、同9日議会は可決した。

1、東京都が多摩市に建築確認済証の交付を行ったのは平成12年12月6日である。多摩市は着工から完成までに5カ月を要する、と言っている。同補助金の交付決定がされた12月14日当時は多摩市が建設に反対する住民との話し合いをしている最中であり、着工はおろか、工事準備行為として廃止した公園の樹木伐採、移植、整地等がまったく行われていない状態であった。それらの状況から、補助金交付の条件である年度内完成は明らかに不可能であった。東京都が交付を決定したことは補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第6条に違反している。

2、多摩市は平成13年2月15日、東京都へ住民による工事妨害があり、年度内完成が困難になったとして事故報告を行った。事故報告はすみやかにしなければならないと定められているが、5カ月を要する工期が必要であれば、年度内完成が困難との判断は遅くとも平成12年11月初旬にはしなければならなかったはずであり、3カ月以上も遅れての事故報告を受理したことは補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第7条に違反している。

3、多摩市は支出負担行為後であるにもかかわらず、繰越明許費の補正予算を組むことは地方自治法213条及び220条からみて違法な手続きといわざるをえない。同補助金は国の平成11年度第2次補正予算で計上され、12年度に繰越明許されたものであるからこの交付は財政法14条3及び同法43条3に照らして違法である。多摩市は繰越明許費の財源である補助金に対する説明で東京都及び国は事故繰越の手続きをとるであろう、と言っている。多摩市が行った繰越明許と東京都、国の事故繰越には整合性がとれない。

以上の理由から補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第17条による補助金交付決定取消を勧告するよう求める。

東京都多摩市 山本治史

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

平成13年3月26日

東京都監査委員 殿

(以上、原文のまま掲載)

事実証明書

- ア 新聞記事(平成13年2月28日付産経新聞)の写し
- イ 「介護予防拠点整備事業に係わる事故報告について」(平成13年2月15日付都知事あて多摩市長の報告)の写し
- ウ 「事業計画の変更について」(平成12年10月5日付多摩市長あて都高齢者施策推進室長の通知)の写し
- エ 「介護予防拠点整備事業補助金の交付申請について」(平成12年12月5日付都知事あて多摩市長の申請)の写し
- オ 「工事請負契約書」の写し
- カ 「事業計画の変更について」(平成12年10月3日付都高齢者施策推進室長あて多摩市長の通知)の写し
- キ 「補助金交付決定通知」(平成12年12月14日付多摩市長あて都知事の通知)の写し
- ク 「第3表 繰越明許費」の写し
- ケ 「平成12年多摩市議会第3回定例会会議録」の写し
- コ 「(仮称)桜ヶ丘生きがいデイサービスセンター建設工事に伴う確認申請書(建築物)について」の写し
- サ 「桜ヶ丘生きがいデイサービスセンターに係わる関係資料」の写し
- シ 「桜ヶ丘生きがいデイサービスセンター建設事業予定」の写し
- ス 広報紙「ふれあいの場 - 桜ヶ丘生きがいデイサービスセンター」NO.1及びNO.2